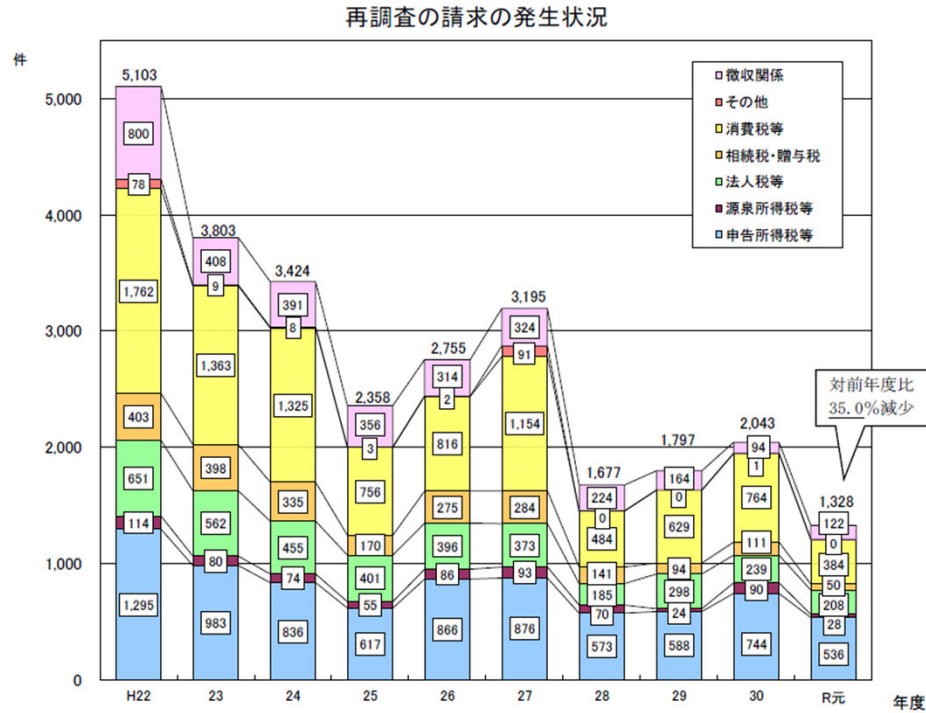


# 「令和元年度における再調査の請求の概要」正誤表

## 正

### 1 再調査の請求の状況（表1）

＝再調査の請求の発生件数は1,328件で、前年度より35.0%減少＝  
（表1）

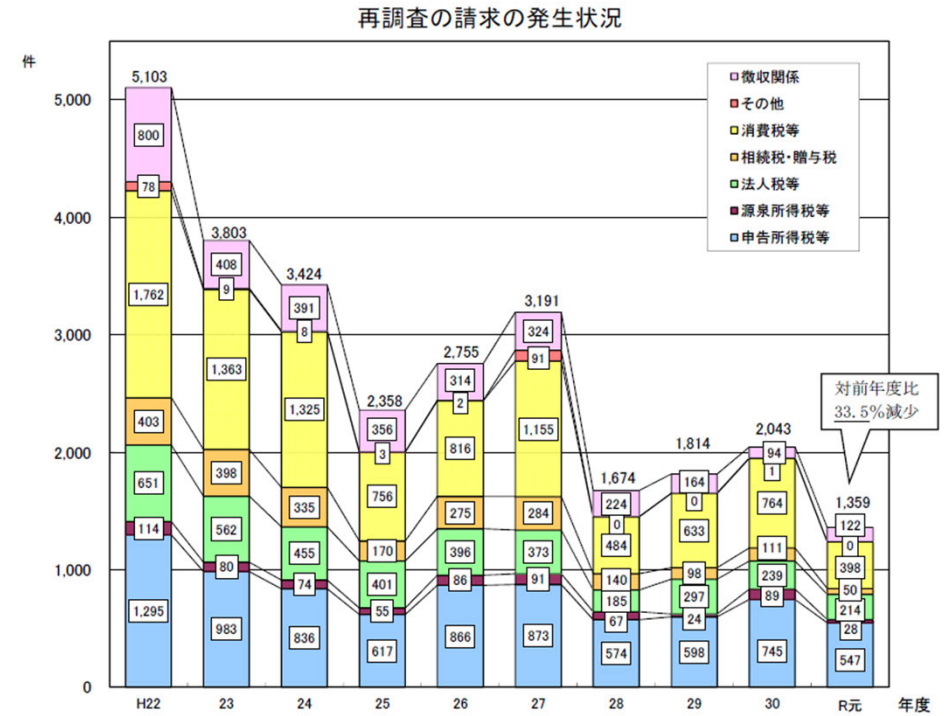


○ 令和元年度における再調査の請求の発生件数は1,328件であり、前年度と比べ35.0%の減少となっています。

## 誤

### 1 再調査の請求の状況（表1）

＝再調査の請求の発生件数は1,359件で、前年度より33.5%減少＝  
（表1）



○ 令和元年度における再調査の請求の発生件数は1,359件であり、前年度と比べ33.5%の減少となっています。

下線部が訂正箇所である。

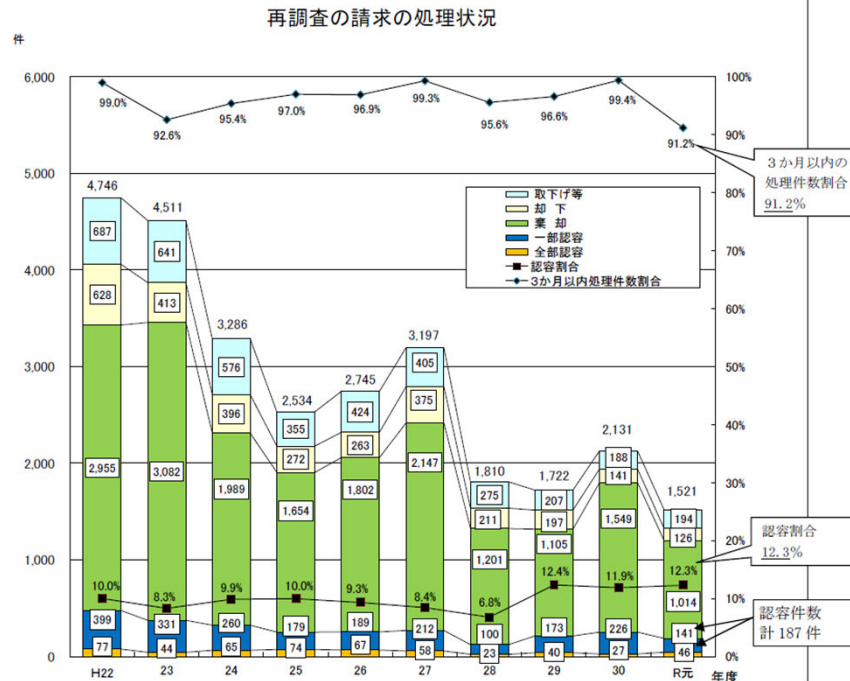
「令和元年度における再調査の請求の概要」正誤表

正

2 再調査の請求の処理状況（表2）

=再調査の請求における認容割合は12.3%=

（表2）



○ 令和元年度における再調査の請求の処理件数は1,521件となっています。

○ 簡易迅速な手続により納税者の権利利益の救済を図るため、再調査の請求については、迅速な処理に努めており、標準審理期間を3か月と定めています。なお、処理件数のうち、3か月以内の処理件数割合は91.2%となっています（割合は、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案を除いて算出しています。）。

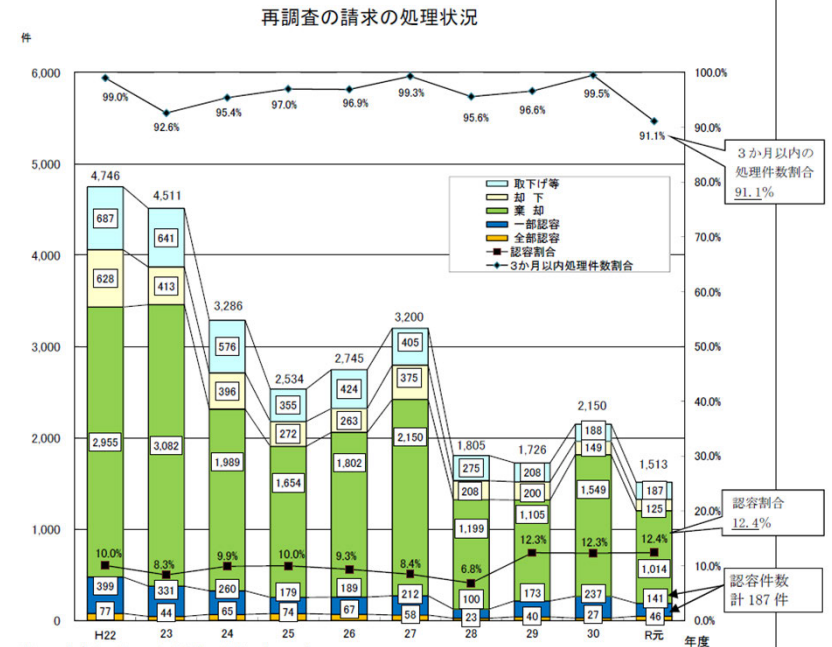
○ 処理件数のうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は187件（一部認容141件、全部認容46件）で、その割合は12.3%となっています。

誤

2 再調査の請求の処理状況（表2）

=再調査の請求における認容割合は12.4%=

（表2）



○ 令和元年度における再調査の請求の処理件数は1,513件となっています。

○ 簡易迅速な手続により納税者の権利利益の救済を図るため、再調査の請求については、迅速な処理に努めており、標準審理期間を3か月と定めています。なお、処理件数のうち、3か月以内の処理件数割合は91.1%となっています（割合は、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案を除いて算出しています。）。

○ 処理件数のうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は187件（一部認容141件、全部認容46件）で、その割合は12.4%となっています。

下線部が訂正箇所である。

